

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年9月13日～9月30日要請分)

R3.9.10現在

番号	Q	A 特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市	A 一般措置区域 左記を除く道内全市町村		
1	緊急事態宣言に伴う要請期間は	令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで(18日間)です。 ※従来の要請は8月27日(金)から9月12日(日)までの17日間でしたが、現下の感染状況等を踏まえ国により緊急事態宣言が延長されたため、要請期間も9月13日(月)から9月30日(木)まで延長となりました。			
2	要請の対象施設は	以下の施設が要請の対象となります。 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 【結婚式場】食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	以下の施設が要請の対象となります。 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場		
3	要請対象区域の考え方は	国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、8月27日より飲食店等の皆様に対する要請などをさせていただき、このたび、国による緊急事態措置の延長を踏まえ、期間を9月13日から9月30日まで延長することとしたところです。 また、引き続き、特に感染状況が厳しい札幌市をはじめとした市町村を「特定措置区域」として休業要請を含む、より一層の強い措置を講じることとしました。 さらに、その他の市町村においても、道内での感染拡大を抑えるため、引き続き「一般措置区域」として営業時間短縮等の措置を講じることとしました。			
4	支援金の対象期間や申請方法は	申請方法等も含め、準備が整い次第、道のホームページ等で公表します。			
5	支援金の対象要件は	<p>上記の支援金の対象期間において、以下の要請にご協力をいただいた場合に支援金の対象となります。 ※9月13日から9月30日までの延長分については、猶予期間は設けていません(全期間で協力いただいた場合のみ支援金の対象となります)。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○営業時間： 【酒類またはカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】 休業 【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)】 午前5時から午後8時まで</p> <p>○次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う など <p>○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守する</p> <p>※酒類またはカラオケ設備を提供している場合、休業することによって支援金の対象となります。 なお、酒類及びカラオケ設備の提供を停止(従来から酒類及びカラオケ設備を提供していない店舗を含みます)し、かつ、従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮していただいた場合は支援金の対象となります。 (従来から午後8時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○営業時間：午前5時から午後8時まで</p> <p>○酒類提供：利用者による酒類の店内持込みを含み、一定の要件(※)を満たした店舗においては午後7時30分までできることとし、要件を満たさない店舗については酒類の提供を行わない</p> <p>※一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う <p>○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>○飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。</p> <p>※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が対象となります。 (従来から午後8時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません)</p> <p>※一定の要件を満たし、酒類の提供を行う店舗においては、道のホームページでの登録など手続きを行う必要はありません。</p> </td> </tr> </table>		<p>○営業時間： 【酒類またはカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】 休業 【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)】 午前5時から午後8時まで</p> <p>○次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う など <p>○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守する</p> <p>※酒類またはカラオケ設備を提供している場合、休業することによって支援金の対象となります。 なお、酒類及びカラオケ設備の提供を停止(従来から酒類及びカラオケ設備を提供していない店舗を含みます)し、かつ、従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮していただいた場合は支援金の対象となります。 (従来から午後8時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません)</p>	<p>○営業時間：午前5時から午後8時まで</p> <p>○酒類提供：利用者による酒類の店内持込みを含み、一定の要件(※)を満たした店舗においては午後7時30分までできることとし、要件を満たさない店舗については酒類の提供を行わない</p> <p>※一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う <p>○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>○飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。</p> <p>※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が対象となります。 (従来から午後8時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません)</p> <p>※一定の要件を満たし、酒類の提供を行う店舗においては、道のホームページでの登録など手続きを行う必要はありません。</p>
<p>○営業時間： 【酒類またはカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】 休業 【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)】 午前5時から午後8時まで</p> <p>○次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う など <p>○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守する</p> <p>※酒類またはカラオケ設備を提供している場合、休業することによって支援金の対象となります。 なお、酒類及びカラオケ設備の提供を停止(従来から酒類及びカラオケ設備を提供していない店舗を含みます)し、かつ、従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮していただいた場合は支援金の対象となります。 (従来から午後8時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません)</p>	<p>○営業時間：午前5時から午後8時まで</p> <p>○酒類提供：利用者による酒類の店内持込みを含み、一定の要件(※)を満たした店舗においては午後7時30分までできることとし、要件を満たさない店舗については酒類の提供を行わない</p> <p>※一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う <p>○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>○飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。</p> <p>※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が対象となります。 (従来から午後8時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません)</p> <p>※一定の要件を満たし、酒類の提供を行う店舗においては、道のホームページでの登録など手続きを行う必要はありません。</p>				

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年9月13日～9月30日要請分)

R3.9.10現在

番号	Q	A 特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市	A 一般措置区域 左記を除く道内全市町村
6	支援金額は	<p>中小企業と個人事業者では1店舗ごと1日あたり売上高に応じて4～10万円、大企業では1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円となっています。詳細については、決まりましたらホームページ等で公表します。</p> <p>※中小企業や個人事業者においては、売上高によって大企業と同じ計算方法となる場合があります。</p> <p>※猶予期間はあります。要請期間である9月13日から9月30日までの全期間で要請に協力いただけた場合のみ支援金の対象となります。</p> <p><参考> 9月13日～9月30日までの全期間(18日間)協力 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 7.2万円～18.0万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大36.0万円</p>	<p>中小企業と個人事業者では1店舗ごと1日あたり売上高に応じて2.5～7.5万円、大企業では1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円となっています。詳細については、決まりましたらホームページ等で公表します。</p> <p>※中小企業や個人事業者においては、売上高によって大企業と同じ計算方法となる場合があります。</p> <p>※猶予期間はあります。要請期間である9月13日から9月30日までの全期間で要請に協力いただけた場合のみ支援金の対象となります。</p> <p><参考> 9月13日～9月30日までの全期間(18日間)協力 ・中小企業・個人事業者(1店舗あたり) … 4.5万円～13.5万円 ・大企業(1店舗あたり) … 最大36.0万円</p>
7	業種別ガイドラインとは何か(入手するにはどうしたらよいか)	<p>様々な業界団体で、感染対策のガイドラインを一覧にしたものです。ガイドラインの詳細については、内閣官房のホームページに掲載されていますので、この中から関係する業種・業界のガイドラインを参照してください。</p> <p>【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】 https://corona.go.jp/prevention/</p>	
8	飲食店等における感染防止対策チェック項目とは何か(入手するにはどうしたらよいか)	<p>飲食店等の皆様に取り組んでいただく感染防止対策について「来店者の感染症予防」「従業員の感染症予防」「施設・設備の衛生管理の徹底」等の項目ごとにチェックリストとして整理したものです。チェック項目は道のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。</p> <p>【道のページ】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouousei.html</p>	
9	イートインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となるか	<p>要請の対象外となり、支援金も支給されません。</p>	
10	ホテルや旅館内の飲食店は要請の対象となるか	<p>ホテル・旅館内の飲食店で宿泊者以外も利用できる営業形態でかつ飲食店営業許可を取得しているのであれば要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、宿泊者のみが利用する場合は要請の対象外です。また、飲食店以外の施設(宿泊者のみが利用する宴会場などの夕食などの提供を含む)は要請の対象外です。</p>	
11	フードコート内の飲食店は要請の対象となるか	<p>フードコート内の飲食店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、フードコートの場合は可能な限り飲食スペース全体が営業時短に協力いただけるよう働きかけをお願いします。</p>	
12	テイクアウト形式の飲食店は要請の対象となるか	<p>飲食の場を提供しない宅配・テイクアウトのみの営業であれば要請の対象外となり、支援金も支給されません。</p>	
13	移動販売車や屋台など移動しながら営業を行う場合、要請の対象となるか	<p>移動販売車や屋台は要請の対象外となり、支援金も支給されません。</p>	
14	マンガ喫茶やネットカフェは要請の対象となるか。	<p>宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるため、要請の対象外となり、支援金も支給されません。</p>	
15	飲食を提供するマージャン店だが要請の対象となるか	<p>飲食店営業許可もしくは喫茶店営業許可を取得し、飲食を提供しているマージャン店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。</p>	
16	社員食堂は要請の対象となるか	<p>一般の方が利用できる場合は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。</p>	
17	休業しなくても支援金の対象となるのか	<p>特定措置区域において、酒類またはカラオケ設備を提供している店舗であれば休業要請の対象となります。ただし、酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合、通常の営業時間が20時を超えていた店舗が20時までに営業時間を短縮することにより営業することができます。これらの要請にご協力いただければ支援金の対象となります。</p>	<p>営業時間短縮等の要請であり、これらの要請にご協力いただければ支援金の対象となります。</p>
18	要請以外の理由(自己都合等)で長期休業を継続する場合でも支援金の対象となるか。	<p>要請に応じた営業時短等とは言いえないため、支援金の対象外となります。</p>	
19	午後8時までの時短営業とは具体的にどういった状態か	<p>午後8時に閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定した上で、午後8時には退出いただくようお客様を促すなどの対応をお願いします。</p>	

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年9月13日～9月30日要請分)

R3.9.10現在

番号	Q	A 特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市	A 一般措置区域 左記を除く道内全市町村
20	店内飲食とテイクアウトを行っている店舗は支援金の対象となるか	店内飲食を午後8時で閉店した上でテイクアウトのみの営業を午後8時以降も継続した場合でも支援金の対象となります。	
21	従来から営業時間が午後8時までの店舗が営業時短に協力した場合は支援金の対象となるのか。	酒類またはカラオケ設備を提供する店舗であれば、休業することによってのみ支援金の対象となります。なお、従来の営業時間が午後8時までの店舗が営業時短しても支援金の対象とはなりません。	従来の営業時間が午後8時を超えていた店舗が要請に応じて午後8時までに営業時間を短縮していることが必要です。
22	通常、午後9時から午前5時まで営業しているスナックの場合、要請に協力するには休業しなければならないのか	この場合、休業していただくことが必要となります。	
23	社団法人や財団法人、NPO法人、個人事業者も要請の対象となるか	食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど要件を満たせば、要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。	
24	カラオケ設備の利用自粛に関する考え方は	緊急事態措置区域（特定措置区域）においては、カラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業を要請しているところですが、この要請はカラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではなく、感染防止対策のための期間限定的な措置です。 また、支援金額設定の考え方として、賃料、販促費、水道光熱費、厨房器具・カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費（人件費除く）をカバーできる水準として、売上高（又は売上高減少額）の4割の支援としているところです。	一般措置区域においては、まん延防止等重点措置区域における要請と同様に、飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛を要請しているところですが、この要請はカラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではなく、感染防止対策のための期間限定的な措置です。 また、支援金額設定の考え方として、賃料、販促費、水道光熱費、厨房器具・カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費（人件費除く）をカバーできる水準として、売上高（又は売上高減少額）の4割の支援としているところです。
25	カラオケボックスの支給金額の算定にあたって、室料を売上高に含めるか。	特定措置区域では、カラオケ設備の利用停止を要請しているため、室料を含めて計算することが可能です。	カラオケボックスにおけるカラオケ設備の利用停止については、一般措置区域において要請しておらず、室料は売上高に含めないこととなります。なお、売上高の中で室料を一体不可分で区分できない場合には、室料を売上高に含めて計算することも可能です。
26	要請に従わない場合は罰則等あるか	特措法に基づく罰則が規定されています。詳細については、別途担当部局が対応することとなりますので、それまでの間、詳細の情報等についてはお待ちください。	罰則等はありませんが、感染拡大防止を図るため、要請へのご協力をお願いします。
27	見回りは行われるのか	特措法に基づき、見回りを実施します。なお、見回りの詳細については、別途担当部局が対応することとなりますので、それまでの間、詳細の情報等についてはお待ちください。	特措法に基づく見回りの対象とはなりません。要請にご協力いただくための呼びかけなどをさせていただくこともありますので、その際にご協力をお願いします。